

令和3年9月定例会

総務建設委員会記録

令和3年9月16日(木)
午前10時00分
全員協議会室

付託案件 議案第38号 財産の無償貸付について

出席者

委員	上山寿示委員長 浜口元司委員 生駒三雄委員 岡田行弘委員 中谷桂三議長	小西敬民副委員長 福永広次委員 堀川 明委員
経営管理部	嶋田博之部長 喜多俊充参事 上田敏寛防災安全課長 上村泰広総務係長	大松満至理事 山本芳規経営企画課長 御前一晃総務課長
経済建設部	河野孝司部長 中尾一之産業振興課長 脇村哲弘建設課長	鈴木順一理事 大浦秀和有田みかん課長
教育委員会	谷輪吉伸次長 嶋田実明生涯学習課長	伊藤正人参事 田廣研作社会体育係長
消防本部	嶋田富司消防長	鎌田利宏次長
出納室	森川直子会計管理者	
議会事務局	田中 聡局長 大谷真也書記	福永康一次長

開 会

○上山委員長：おはようございます。委員会を始める前に、一言ご挨拶を申し上げます。この度、総務建設委員会の委員長に就任いたしました上山でございます。皆様方のご協力を頂戴しながら、委員会を進めさせていただきますので、小西副委員長ともども、よろしくお願い申し上げます。これより総務建設委員会を開催いたします。

議案第38号 財産の無償貸付について
(山本経営企画課長 説明)

○上山委員長：説明は終わりました。ご質疑ありませんか。

○岡田委員：昨日、課長にお願いして参考資料を作ってくださいました。この3筆の1年間、普通であれば貰える収入は幾ら位ですか。

○大松理事：賃料は今回無償ということで3年間の期間、支援を含めて考えさせていただいておりますが、3年後賃料として、3年といえますのは準備期間を含めて大体4年弱となります。その後の賃料の目安につきましては、近隣市町村を参考としながら、和歌山市の例を参考として、賃料としましては固定資産税相当額が考えられます。それでいきますと年間で260万円相当、これは令和3年の固定資産税評価額をもとにして、計算をすると年間260万円相当になるということです。

○岡田委員：土地と建物で1年間、もし収入として貰えるとすれば、260万円ということでもいいのですか。

○大松理事：今申し上げたのは土地の関する部分の賃料になります。建物につきましては、これは色々な考え方があるのですが、基本的に国際学園には、あの施設を専門学校として20年間ご利用いただく、そういう協定を締結したいと思っております。そうした中で校舎、或いは屋内運動場といった建屋につきましては、その間に係る修繕費であるとか、年数が経てば改造していかなければならないこと、あとは最終の解体費用、そういったことを考えると賃料を貰うというよりも、相手方に無償で、この建物については譲渡する方が得策というところがありますので、4年後については、建物については先般8月に少し説明させていただきましたが、無償譲渡という方法を考えております。

○岡田委員：令和4年から令和8年までという期間ですが、この条件というのは、先方から要望があったのか、こちらから提案したのかを教えてください。

○大松理事：これは専門学校を誘致するという政策的な取り組みの中で、当初3年間については、最初の立ち上げに係る費用をできるだけ低額なものとして、安定的な運営を続けていただくための基盤構築を含めまして、支援ということも考えた中で、こちらの方から3年間は無償でご利用いただくというお話をさせていただきました。

- 岡田委員：こちらからそういう好条件で、また建物に関しても外壁を綺麗にするなど、色々な事で優遇をしていると思うのですが、20年間利用してもらえるようにお願いしておきます。
- 上山委員長：他にご質疑ありませんか。
- 浜口委員：大松君、この無償貸付の目的というところで、若い世代の関係人口の増加を図るとあります。人口の増加というと何か増えるように思うのですが、これはあくまでも就学時、この学校の生徒が来ているだけのことであって、この人達が有田市内で針や灸や整体というものを事業的にするというわけではない。人口の増加というと何か聞こえはいいが、人口の増加というのはただ学生が何人か来て、学ぶ間のことだけである。例えば、有田市内の子どもさんが高知県の高校へ行っている。5年制で3年間は一般の授業を受けて、後の2年間は看護学生として学んでいく。その場合も高知県へ行っているが、卒業すれば帰ってくる。そして地元の病院など、そういったところへ勤めるわけです。これも同じことだと思う。人口の増加といえば、何か定着して人口が増えていくようなニュアンスで書かれていますが、これはそうではないのですよね。
- 大松理事：今、浜口委員がおっしゃられたように、端的に定着人口というものではないと思います。それで関係人口という表現にさせていただいているのですが、いわゆる関係してその間、有田市で色々な営みをいただく、有田市と関係を作っていたら、そういった位置づけの人口という表現になります。おっしゃられるようにその学生が有田市にずっと定住するという効果がどこまで期待できるかという、そこは必ず有田市に住むものではないというふうに思っています。
- 浜口委員：この学生というのは、就学期間だけでも有田市に住所を移すのですか。有田市からよその専門学校へ行っている人達も、向こう側、行った所へ住所を移しているのですか。この子たちは住所をこちらへ移してくるのですか、それとも住所は元のところであって、ただ学校へ勉強に来るだけなのですか。
- 大松理事：通いの生徒については、やはり住所を移転するという事ではないと思います。これはわかりませんが、例えば遠方から通うことができずに有田市に居を構える。アパートであるとか、寮ができるということではないのですが、そういったところに入居される場合は住所の移転が伴うと思います。ただ通いの場合は住所の移転は伴わないと思います。
- 上山委員長：他にご質疑ありませんか。
- 生駒委員：少しお聞きするのですが、これは学校ではないので教育委員会から外れるわけですよね。それで例えば、地域から運動場を貸して欲しいとか、体育館を貸して欲しいという場合、今は中学校の校長先生の考え方で貸してもらうなど、色々なことができると思うが、ここではそういうことができないのかな。
- 大松理事：相手方との協定の中では、例えば災害時の避難の場所になっている校舎や体育館がありますので、ひとつは災害時の住民の避難というところで、いわゆるグラウンドを含めまして、有田市の地域防災計画に基づく指定避難場所として使用すること、それから備蓄の物資も校舎に蓄えていますので、そういった

保管場所として機能など、こういう部分に対しての協力を求める。それから地域の社会体育普及のために必要に応じて、グラウンド又は屋内運動場、これは開放するという条件を協定の中には入れて行きたいと思っています。

○上山委員長：他にご質疑ありませんか。

○浜口委員：4項目のところ、令和4年の6月1日から無償貸付と書いていますが、令和6年には保田中学校と文成中学校も統合されて有和中学校になります。有田市では初島中学校だけが少し早い訳です。2年間早いのかな。それで令和4年の6月から貸すということであり、初島中学校は令和4年の3月末でなくなるという訳ですね。箕島中学校へ行くから。そこで、提案をしておきたいのですが、この地が元初島中学校であるという何か形象のようなものとして、今の中学校の校章を入れて、それから文言を書いて、過去の歴史や初島中学校の校歌でも刻んで、この土地が初島中学校の土地であるという証を石の石板みたいなものにして、見やすいところにつくっていただきたい。私から特に要望しておきますので、よく考慮していただきたいと思います。今後、保田中学校や文成中学校でもそういった形になってくると思います。その点嶋田君、しっかり考えておいて下さい。

○嶋田部長：今回、有和中学校になるに当たっても、それぞれ元の4中学校のこれまでの歴史などを何らかの形で残そうということで、有和中学校の中に考えているというところであります。初島中学校の跡地においても、どういう形で残すのがいいのかということは、また検討させていただきたいと思いますが、何等かの形で残していけるように考えていきたいと思っています。

質疑終了 採 決 (可 決)

○上山委員長：以上で当委員会に付託されました議案の審議等は、全て終了いたしました。

他にないでしょうか。

なければ、以上で総務建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時16分 閉 会